

FUJITSU Hybrid IT Service for Microsoft Azure に関する契約については、富士通エフサスクラウドサービス利用規約(以下「利用規約」という)に優先して、FUJITSU Hybrid IT Service for Microsoft Azure に関する特則(以下「本特則」という)が適用されるものとし、本特則で特に追加し、もしくは変更した箇所以外は、利用規約の各条項がすべて有効に適用されるものとします。

1. 利用規約の頭書きを以下のとおり変更するものとします。

契約者は、本規約の下、当社が販売する富士通株式会社の FUJITSU Hybrid IT Service for Microsoft Azure(以下「本クラウドサービス」という)を利用するものとします。定義語は、第 2 条および定義語一覧等に定めるとおりとします。

2. 利用規約第 1 条(利用規約の適用) 第 1 項を以下のとおり変更するものとします。

1. 本規約は、契約者が本クラウドサービスを利用するにあたり適用される条件を定めるものです。契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。

3. 利用規約第 2 条(定義)第 1 項に第(17)号、第(18)号および第(19)号として、以下の条文を追加するものとします。

- (17) 「オンラインサービス」とは、本クラウドサービスのうち第 8 条第 1 項に定めるサポートを除く部分をいいます。
- (18) 「日本マイクロソフト」とは、日本マイクロソフト株式会社の略称をいいます。
- (19) 「カスタマ契約」とは、日本マイクロソフトが定めるマイクロソフト顧客契約をいいます。

4. 利用規約第 3 条(本クラウドサービスの注文)は以下のとおり変更するものとします。

1. サービス利用契約は、契約者がクラウドサービス申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、契約者は、本規約の内容を承諾したうえで申込を行うものとし、契約者が申込を行った時点で、当社は、契約者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。ただし、サービス利用契約の成立後であっても、日本マイクロソフトが当社からの本クラウドサービスに関する申込を受理しない場合、当社は損害賠償義務を負うことなく、ただちにサービス利用契約を解除することができるものとします。
2. 契約者は、クラウドサービス申込書に、本クラウドサービスの利用開始希望日を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。なお、サービス利用契約は、サービス利用契約の申込(サブスクリプション ID(契約者がサービス利用契約を申込み際、サービス利用契約を識別するために当社が決める ID をいう)により特定されるもの)ごとに締結されるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。ただし、本項は、当社が次の各号以外の事由により第 1 項に基づく申込を拒否することを制限するものではありません。なお、サービス利用契約の成立後において第(1)号、第(2)号または第(4)号に該当することが判明した場合、当社は損害賠償義務を負うことなく、ただちにサービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 契約者が虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 契約者が本クラウドサービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
  - (3) 本クラウドサービスの提供が技術上困難なとき
  - (4) 契約者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
  - (5) 当社の業務の遂行に支障があるとき、その他当社が不相当と判断したとき
  - (6) 当社が日本マイクロソフトより、契約者における顧客としての地位が終了した旨の通知を受けたとき

5. 利用規約第 5 条(本クラウドサービスの終了)は以下のとおり変更するものとします。

1. 契約者は、当社所定の書式の解約申込書に解約希望日を記入後記名押印し、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約することができるものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社が契約者の本クラウドサービス利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者または当社が次の各号のいずれかに一つでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せずただちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき

- (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
  - (6) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
- ただし、当該期間が経過した時における債務の不履行が、サービス利用契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではないものとします。

3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに一つでも該当したときは、契約者になんらの通知・催告を要せずただちに、かつ損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 契約者が第 25 条に定めるサービス利用資格を喪失したとき
  - (2) 日本マイクロソフトと当社間における本クラウドサービスに関する契約が終了したとき
  - (3) カスタマ契約が終了したとき
4. 契約者または当社は、第 2 項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
5. 第 2 項および第 3 項に加え、当社は、契約者に対して 90 日前に通知することにより、損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
6. 契約者において本クラウドサービスの利用がなく、継続して 12 料金月以上、利用料金の発生がなかったときには、当社は、サービス利用契約を何らの義務を負うことなく解除することができるものとします。

#### 6. 利用規約第 6 条(本クラウドサービスの提供および利用)は以下のとおり変更するものとします。

##### 第 6 条(オンラインサービスの提供)

1. オンラインサービスの使用権はカスタマ契約に基づき日本マイクロソフトから契約者に対して提供されるものであり、オンラインサービスの内容、使用条件、制限事項、保証、その他の条件は、本規約において特段の定めがある場合を除き、カスタマ契約によるものとします。当社は、オンラインサービス(利用停止、スローダウン、動作不良等を含むがこれらに限られない)に関して契約者に対し何ら責任を負わないものとします。
2. 日本マイクロソフトは、カスタマ契約に基づき契約者に対してオンラインサービスのサービスレベル(以下「SLA」という)を保証しています。契約者は SLA に基づきサービスクレジットを申請する場合、別途当社が契約者に提示する方法により行うことができます。オンラインサービスのサービスレベルはライセンスサイト <http://www.microsoft.com/licensing/contracts> またはその後継のサイトの定めるとおりとします。
3. 契約者は、オンラインサービスの利用にあたりオンラインサービス上に登録・保存するデータについて自らの責任により必要に応じてバックアップを取得するものとします。当社は、本規約に特段の定めがある場合を除き、当該データの消失・毀損・漏洩等について、契約者に対し何ら責任を負わないものとします。
4. 契約者が、オンラインサービスのうち「Azure Marketplace」を利用して第三者製品(以下「第三者製品」という)を利用する場合には、当該製品の内容、使用条件、制限事項、保証、その他の条件は、当該第三者製品に関し、契約者と当該第三者の間で締結する契約によるものとし、当社および日本マイクロソフトは、契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。
5. 契約者が、オンラインサービスのうち「Azure Reservations」を使用する場合には、当社所定の申請書を提出するものとします。なお、Azure Reservations の使用には、次の各号の条件が適用されるものとします。
  - (1) Azure ソフトウェアプラン割引については、使用中できないものとします。Azure ソフトウェアプラン以外の Azure Reservations については、予約期間の終了前に、使用中できるものとします。
  - (2) 前号に基づく使用中の場合、当社は、請求頻度が「前払い」のとき前払日割金額の 12%を、請求頻度が「毎月」のときは毎月払日割金額の 12%を、それぞれ中途解約料として請求するものとします。
  - (3) 請求頻度が「前払い」の Azure Reservations の使用中が受け付けられた場合、前払日割金額から中途解約料を差し引いた額をサービスクレジットとして付与します。なお、前払日割金額は、次の計算式で算出されます。  
「実際の購入金額」「同一の Azure Reservations を使用中止時点に購入した場合の購入金額」を比較して安い方  
÷ 予約期間(日数) × 予約期間のうちの残期間(日数)

請求頻度が「毎月」の Azure Reservations の使用中止が受け付けられた場合、毎月払日割金額から中途解約料を差し引いた額をサービスクレジットとして付与し、当該使用中止した月より後の予約期間の請求は行なわないものとします。なお、毎月払日割金額は、次の計算式で算出されます。

「実際の毎月払金額」「同一の Azure Reservations を使用中止時点に購入した場合の毎月払金額」を比較して安い方  
÷ 予約キャンセル月の期間(日数) × 予約キャンセル月のうちの残期間(日数)

サービスクレジットとして付与する金額の上限は 12 か月間で 50,000 米国ドル相当とし、上限に達した場合は、以降の使用中止時にサービスクレジットは付与されないものとします。なお、サービスクレジットとは、付与された金額に達するまで、本クラウドサービスの利用料金としての支払を要しない権利をいうものとします。

サービスクレジットの有効期限は、使用中止した Azure Reservations の予約期間終了日までとします。

- (4) サービス利用契約が解約された場合、Azure Reservations の購入金額および Azure Reservations の使用中止に伴い付与されたサービスクレジットは返金されないものとします。

#### 7. 利用規約第 7 条(メンテナンスおよび中断)は以下のとおり変更するものとします。

##### 第 7 条(メンテナンスおよび中断)

削除

#### 8. 利用規約第 8 条(サポート)は以下のとおり変更するものとします。

1. 当社は契約者に対して、本クラウドサービスの利用料金および申込時に登録された担当者情報に関する契約者からの問合せに対する回答、本クラウドサービスに関する情報提供およびサービスウェブサイトの提供を行います。詳細については、クラウドサービス公開ホームページに掲載する「FUJITSU Hybrid IT Service for Microsoft Azure サービス仕様書」のとおりとします。
2. 当社は、本クラウドサービスとは別に、オンラインサービスに関するヘルプデスクサービスを有償で提供しています。契約者は、ヘルプデスクサービスの利用を希望するときは、別途当社が定める方法により、当社に対してヘルプデスクサービスの利用を申込みことができます。

#### 9. 利用規約第 10 条(データおよびバックアップ)は以下のとおり変更するものとします。

##### 第 10 条(データおよびバックアップ)

削除

#### 10. 利用規約第 16 条(本クラウドサービスに対する責任)は以下のとおり変更するものとします。

本規約およびサービス利用契約に関して当社が契約者に対して負う損害賠償責任は、その請求原因を問わず、以下の金額を上限額とします。ただし、当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害、当社が予見すべきであったか否かを問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益については賠償責任を負わないものとします。

- (1) 責任発生日が属する料金月の前料金月から起算して、過去 12 か月間の利用量に応じて算出された本クラウドサービスの利用料金の 1 か月の平均額
- (2) 責任発生日が属する料金月の前料金月から起算して、本クラウドサービス実施開始日までの期間が 12 か月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出された本クラウドサービスの利用料金の 1 か月の平均額
- (3) 上記の期間が 1 か月に満たない場合には、責任発生日までの本クラウドサービスの利用量に応じて算出された 1 日の平均額に 30 を乗じた額

#### 11. 利用規約第 17 条(支払および利用料金) 第 1 項および第 2 項を以下のとおり変更するものとします。

1. 本クラウドサービスの料金月は、協定世界時 (UTC) における当月 1 日から当月末日まで (日本標準時 (JST) における当月 1 日午前 9 時から翌月 1 日において午前 9 時まで) とします。本クラウドサービスの利用料金の単価は、クラウドサービス申込書に記載のとおりとします。当社は、当社が定める手段により、各料金月の初日から末日まで (当該料金月の途中においてサービス利用契約が開始または終了するときには、当該開始の日から、または当該終了の日まで) の利用料金を計算するものとします。契約者は、計算された各料金月の本クラウドサービスの利用料金および消費税等相当額を、サービス利用契約に定める支払条件に従い (当該定めがない場合は、請求日から 30 日以内とします)、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。また、支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
2. 削除

12. 利用規約第 17 条(支払および利用料金)に第 7 項および第 8 項として、以下のとおり条文を追加するものとします。

7. 契約者がクラウドサービス申込書に基づき合意しているサービス利用契約の各オンラインサービスにつき、サービス利用契約を解約しないまま利用を中止する場合の利用料金の返金については、日本マイクロソフトおよび当社が認めた場合のみ実施するものとします。日本マイクロソフトおよび当社が認めた場合の、利用料金の返金方法はサービスクレジットを付与することによるものとします。なお、サービスクレジットとは、付与された金額に達するまで、本クラウドサービスの利用料金としての支払いを要しない権利をいうものとします。
8. 契約者が、前項で定めるサービスクレジットを使い切る前に当該オンラインサービスにかかるサービス利用契約を解約した場合は、契約者はサービスクレジットの残額を放棄するものとします。

13. 利用規約第 18 条(一般条項)第 1 項および第 2 項は以下のとおり変更するものとします。

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の新利用規約の内容を契約者に当社所定の方法で事前に通知するものとします。

14. 利用規約第 20 条(反社会的勢力等の排除)に第 3 項として、以下の条文を追加するものとします。

3. 契約者および当社は、相手方が前各項に違反したときは、相手方に対して損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。

15. 利用規約第 21 条(安全保障輸出管理)は以下のとおり変更するものとします。

契約者は、本クラウドサービスの利用について適用される全ての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。契約者は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本クラウドサービスへのアクセスまたはその利用に関連して当社または日本マイクロソフトから入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

16. 利用規約に第 25 条として、以下の条件を追加するものとします。

**第 25 条 (サービス利用資格)**

サービス利用契約を締結し本クラウドサービスを利用することができるのは、日本法人に限るものとします。ただし、契約者がカスタマ契約に基づき、契約者の関連会社や第三者に本クラウドサービスを利用させる場合、当該関連会社や第三者についてはこの限りではないものとします。

17. 利用規約に第 26 条として、以下の条件を追加するものとします。

**第 26 条(マイクロソフト顧客契約の締結)**

契約者は、オンラインサービスの使用権はカスタマ契約に基づき日本マイクロソフトから契約者に対して許諾されることに同意します。また、契約者は、当社とのサービス利用契約の締結にあたり、カスタマ契約の条件を承諾していること、および、サービス利用契約の有効期間中においてカスタマ契約を遵守することを表明し保証します。なお、現時点のカスタマ契約は以下のウェブサイトから参照可能ですが、カスタマ契約は、日本マイクロソフトの裁量により予告なく変更されることがあるものとし、変更のあったときには、変更後の内容がただちに適用されることを、契約者はあらかじめ了解するものとします。

<https://jp.fujitsu.com/solutions/cloud/azure/pdf/document/microsoft-confirm-customer-agreement.pdf>

18. 利用規約に第 27 条として、以下の条件を追加するものとします。

**第 27 条(契約者データ)**

1. 本クラウドサービスを利用するにあたり契約者が当社に提供するデータ(個人情報を含む。以下「契約者データ」という)について、本クラウドサービスを提供するために、当社の子会社、関連会社および再委託先、ならびに日本マイクロソフトとその子会社、関連会社および再委託先に対して契約者データが開示され処理される場合があることに、契約者は同意します。また、契約者データに第三者(個人情報の場合においては当該個人を指し、本条において以下同じ)のデータが含まれる場合、契約者は当該第三者から当該データが本項に基づき取り扱われることについて許可を取得するものとします。

2. 契約者は、本クラウドサービスに関する契約者の連絡先について常に最新かつ正確な情報を当社に提供するものとします。なお、当社は当該連絡先を日本マイクロソフトに提供することができ、また、日本マイクロソフトから契約者に対して直接連絡される場合があります。
3. 当社は、契約者データおよび前項の連絡先について、法令に基づき要求される範囲内において、法執行当局またはその他政府当局に開示する場合があります。この場合、当社は事前に契約者に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。

以上

附則(2021年6月11日)

本特則は、2021年6月11日から適用されます。